

京 都 大 学 高 大 接 続 ・ 入 試 セ ン タ ー 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第5 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事</p> <p>(2) センター長及び副センター長</p> <p><u>(3) 国際高等教育院長</u></p> <p><u>(4) 学部長 若干名</u></p> <p>(5) 教育推進・学生支援部長</p> <p>(6) その他センター長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第4号及び第6号の委員は、センター長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事</p> <p>(2) センター長及び副センター長</p> <p>(3) 教育推進・学生支援部長</p> <p>(4) その他センター長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第4号の委員は、センター長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、平成30年4月17日から実施する。</p>